

薩摩川内市商店街・商圈活性化事業補助金
商店街等賑わいPR事業支援補助金 申請要領

1 趣旨

商店街等の賑わい創出や集客を図るため、商店街等をPRする取組みに対し経費の一部を補助するものです。

2 補助対象団体

市内に活動拠点を有する団体
(構成員が5者以上で、市内の商工業者が含まれていること)

- ◆商店街や商店街振興組合
- ◆通り会(任意の団体でも可)
- ◆各業種等で構成された協会・組合 など

※地区コミュニティ協議会や自治会、個人でのみ構成されている団体、商工業者が参加していない団体は補助の対象にはなりません。

3 補助率及び補助上限額

補助率： 補助対象経費の3分の2以内(千円未満切り捨て)
補助上限額： 1団体につき10万円(1回限り)

4 補助対象事業

商店街等が賑わいの創出や集客を図るために、自ら企画して実施するPRの取組み

例) ホームページ制作・改修、のぼり旗制作、パンフレット作成、ラジオCM

※下記に該当する場合は、補助の対象になりません。

- ・ 宗教活動や政治活動、暴力団活動に該当する事業
- ・ 国や地方公共団体との共催による事業
- ・ 国や地方公共団体、民間団体などが実施する、他の制度による補助や委託を受けている事業
- ・ その他公序良俗に反するなど、補助対象事業として適当でないと認められる事業

5 補助の対象となる経費

- ◆印刷製本費 (パンフレットやチラシの印刷費など)
- ◆消耗品費 (のぼり旗の作成費など)
- ◆広告料 (ラジオCM・出演費、雑誌掲載費など)
- ◆委託料 (ホームページ制作・改修費など)
- ◆使用料・賃借料 (PR道具のリース代など)

6 申請手続き

(1) **補助金交付申請**: 下記書類を提出してください。

- ◆補助金等交付申請書(様式第1号)
- ◆事業計画書(様式第2号)
…PRの取組み内容について可能な限り詳細に記載してください。
- ◆収支予算書(様式第3号)
…PRの取組みにかかる収支のみ計上して作成してください。
- ◆定款や規約など
- ◆構成員名簿
- ◆事業実施にかかる見積書

※事業の実施及びその内容等について、団体内で合意を得た上で申請の手続きをとってください。

※提出方法

事前に「9 問合せ先」に予約を入れた上で、市役所本庁5階 経済政策課へ直接持参してください。書類提出時に、団体や事業計画の内容確認を行います。

(2) **交付決定**: 申請書類を審査し、交付することが適切と認められたときは交付決定通知を送付します。

(3) **事業実施**: 交付決定後に、事業を実施します。

※申請前や交付決定前の事業実施は認められません。

※事業は、交付決定後～令和7年2月28日の間に実施してください。

(4) **実績報告**:

事業が完了した時は、直ちに(おおよそ2週間以内)実績報告を行ってください。なお、実績報告の最終期限は当該年度の3月10日です。

- ◆補助金等実績報告書（様式第11号）
- ◆事業実績書（様式第2号）
- ◆収支精算書（様式第3号）
- ◆事業実施にかかる経費の領収証の写し（明細が分かるもの）
- ◆その他事業実施が確認できる書類
 - ※ポスターやチラシ、記録写真など、なるべく詳細に分かるものを提出してください。
- ◆請求書

(5) **交付確定**：

事業計画どおりに実施されているかなど確認を行い、適当と認められる時は確定通知を送付し、指定の口座に補助金を振り込みます。

7 申請期間

令和6年12月27日（金）まで

8 申請書類の入手方法

- ・薩摩川内市ホームページ
- ・薩摩川内市役所 本庁5階経済政策課

9 問合せ先

薩摩川内市経済シティセールス部 経済政策課 経済グループ（本庁5階）

TEL： 0996-22-8115 音声案内後5751～5753

※受付時間： 8：30～17：15（月～金）